

資料編



1 子ども・子育て支援法の抜粋

(平成24年8月22日法律第65号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他のこの法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

- 第六十条** 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための

施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

- 第七十七条** 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

2 市民説明会と意見公募における主な意見

- 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）の市民説明会
開催日：令和2年2月22日（土）午前10時～
場 所：地域振興プラザ



- ◆不登校の問題が、計画で触れられていないと思う。
→主要事業としては、計画書P79、P80に記載の教育相談事業、スクールカウンセラー等活用事業が該当となる。
- ◆支援学級（通級）という言葉も入っていないと思う。
→主に教育振興基本計画の内容になってくるかと思う。計画書P109に記載している。
- ◆子育て世代包括支援センターの早期開設をお願いしたい。
→包括支援センターの設置は、法律上の努力義務であり、令和3年4月からスタートする予定で進めている。
- ◆児童クラブの人数は、どの程度確保できているのか。
→児童クラブと放課後子ども教室の提供量（受入人数）で、ニーズに対して十分な提供量を確保できている。
- ◆ショートステイ事業の受け入れ施設を稲城市内に作ってほしい。
→現状では施設を建てる予定は無いが、養育協力家庭の事業を令和2年度から開始する予定。
- ◆計画の見直しはどのように行うのか。
→令和4年度に子ども・子育て会議で審議のうえ、中間見直しを行う。



●意見公募

実施時期 令和2年2月1日～令和2年2月29日

周知方法 市報、市ホームページに掲載及び市総合窓口、子育て支援課窓口、各出張所、各文化センターにポスターと書類を設置

※ご意見に対する市の回答は、市ホームページで公表を行いました。



- ◆児童館をたまに利用しますが、もう少し職員の方が関わってくれと嬉しい。
- ◆医療費助成の所得制限について、見直しをお願いしたい。
- ◆交通の便がいいところに一時保育の施設を作してほしい。
- ◆育児支援ヘルパーの制度は有難いと思っておりますが、1回無料券をつけることや利用者の体験談を聞いたり、ヘルパーさんとの交流会を設けるなどご検討いただきたい。
- ◆育児支援ヘルパーを多胎児家庭が利用する場合、年齢や時間の制限を緩和し、利用料金を値下げしてほしい。
- ◆多胎児が「健康診査」や「歯科健診」を受信する際、健診中の子どもの世話や手伝いをする「多胎児ファミリー・健診サポート」制度を導入してほしい。
- ◆ふたごの会の開催回数を増やしてほしい。
- ◆男性による育休取得を地域で応援できる取り組みをしてほしい。
- ◆同じ月齢の子が集まる保健所の検診も、状況は同じだが、親同士の情報交換や仲間づくりは難しいと見受けられる。
- ◆不登校の親子を支える支援、相談できる場所、同じ状況の親たちがおしゃべりできるような支援もあるとよいと思う。
- ◆ショートステイを拡大してほしい。または、幼稚園の預かり保育がしやすい環境になるとか、市内のどこに住んでいるかに関わらず、整備をお願いしたい。
- ◆学校内にフリースクールを置くこと、引きこもりの子を放っておかないこと。
- ◆両親講座を大学で開設する。
- ◆若葉台に幼稚園を作る。
- ◆病院の小児長期医療において、チャイルドライフスペシャリストを置く。
- ◆スクールカウンセラーを少なくとも週2回とする対応が必要ではないか。
- ◆性的マイノリティーに対する行政の意識・学校での取り組みが事業計画の中に盛り込まれていない。
- ◆母親学級・両親学級の内容のアップデートもしくは個別に父親学級の開催が必要だと感じる。

- ◆中高生の居場所づくり支援について、現在の取組みのさらなる発展として①フリースペースの設置、②中高生文化祭などのイベントの開催の検討をお願いする。
- ◆障がいの有無に関わらず、お互いの理解の促進のために一緒になって活動できるような取り組みや、共に学べる場の提供が必要だと思う。
- ◆子どもの不登校について市ではフレンド平尾内にフリースクールがあるが、子どもにとっての苦痛を学校外で話せる心理士を自宅に派遣してもらうことはできないのか。
- ◆地域子育て支援拠点事業を充実させてほしい。
- ◆いじめられた時の正しい対処法や、外部への安全なヘルプの出し方、違いや多様性を認め、自分と他人を同じように大切にすることの重要性の再教育が必要と考える。子どもの権利条約が守られ、他者や違いを攻撃排除せず認め合える稲城市を目指し、注力し始めて頂きたい。
- ◆保育園での「子育てひろば事業」の「拡充」において求められているのは、「地域子育て支援拠点」としての「質」と考える。
- ◆スクールカウンセラーを常駐させてほしい。
- ◆産後ケア事業を稲城市でも実施してほしい。
- ◆産後のケアおよび、妊娠期（特に初産婦）の全員相談を実施いただきたい。
- ◆保育園や小学校就学、療育サービスなど、必要な情報提供の強化および支援サービスそのものの充実、また相談体制として医療ソーシャルワーカーの配置などの検討を考えてほしい。
- ◆スクールゾーンは、とてもよい制度だと思っている。継続していただきたい。
- ◆学童保育と放課後教室は違うものであり、学童保育の提供量と比較して不足している点をしっかり認識して学童の定員の増加を目指すべきである。



3 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画策定経過

	年月日	会議等	内容
平成30年度	平成30年7月6日	第1回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールについて 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
	平成30年9月1日～9月28日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳から無作為抽出による郵送方式（一部窓口配付）により調査票を配布・回収
	平成30年12月21日	第2回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 稲城市子ども・子育て支援事業計画（平成29年度実施状況）について 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査報告書（案）について
	平成31年2月12日	第3回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画総論部分について
平成31年度	令和元年5月17日	第1回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画策定の考え方及び進め方について 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画第1部について 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画第2部について
	令和元年7月19日	第2回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画の第3部について
	令和元年11月8日	第3回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策について 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画の第3部（案）の確認について
	令和元年12月13日	第4回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 稲城市子ども・子育て支援事業計画（平成30年度実施状況）について 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）の確認について
	令和2年2月1日～2月29日	意見公募の実施	<ul style="list-style-type: none"> 計画案を市ホームページ、市役所情報公開コーナー、子育て支援課窓口、各出張所、各文化センターに設置し、専用の用紙により子育て支援課窓口、郵送、ファクス又は市ホームページの専用メールフォームから意見を受付
	令和2年2月22日	市民説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）策定の法的根拠およびこれまでの検討過程について 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）について
	令和2年3月18日	第5回稲城市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）に関する意見公募・市民説明会の結果の報告 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画（案）の概要版・表紙について

4 稲城市子ども・子育て会議条例

平成 27 年 3 月 30 日

条例第 1 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項に規定する審議会その他の合議制の機関として、稲城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項の子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定数及び表決数)

第7条 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その議決により、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。
- 7 部会の定数及び表決数については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第9条 子ども・子育て会議の事務を処理させるため、福祉部子育て支援課に事務局を置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年稲城市条例第149号)の一部を次のように改正する。

～略～

5 稲城市子ども・子育て会議 委員名簿（令和2年3月時点）

	氏名	選出区分	組織名
1	たかたま かすこ ◎高玉 和子	学識経験者	駒沢女子短期大学保育科教授
2	とみおか たかゆき ○富岡 孝幸	児童福祉に関する関係団体の代表者	私立保育園園長代表 (私立保育園園長会会長) (第六保育園園長)
3	かくた とおる 角田 享	教育・保育施設に関する関係団体の代表者	認定こども園代表 (学校法人子どもの森 理事長) (幼保連携型認定こども園サザンヒルズこども園園長)
4	こやま しょうこ 小山 祥子	教育・保育施設に関する関係団体の代表者	私立幼稚園代表 (こまざわ幼稚園園長)
5	かの かすえ 狩野 和枝	児童福祉関係機関に属する者	稲城市民生児童委員協議会代表 (主任児童委員)
6	よこた あゆこ 横田 綾子	児童福祉関係機関に属する者	認可外保育施設代表 (株)ミニハウス代表取締役 (認証保育所 ラフ・クル-若葉台保育園)
7	なるき のりこ 成木 憲子	教育関係機関に属する者	青少年委員代表(青少年委員)
8	ならべ よしひこ 奈良部 義彦	労働者を代表する者	稲城市商工会代表
9	いとう みほ 伊藤 美保	子どもの保護者	稲城市立幼稚園父母の会連合会代表
10	いまにし みわこ 今西 美和子	子どもの保護者	保育園保護者代表
11	しもぞおがわ みほ 下曽小川 美穂	子どもの保護者	稲城市立学校PTA連合会代表
12	はまだ ゆりえ 浜田 有里恵	一般公募による市民	

◎：会長 ○：副会長

※稲城市子ども・子育て会議条例の規定順により表記



稲城市 子ども・子育て支援事業計画
～いなぎみんなで子育てプラン～

発行日 令和2年3月

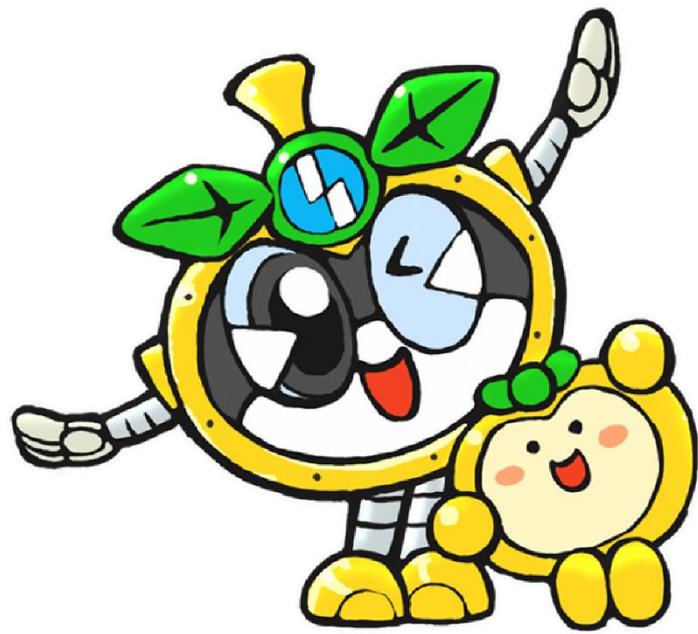
発行者 稲城市

住 所 〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111番地

TEL 042-378-2111（代表）

編 集 稲城市 福祉部 子育て支援課





© K.Okawara · Jet Inoue

箱城市